

戸田市自治基本条例推進委員会条例（案）協議の足あと付き 平成27年6月19日版

戸田市自治基本条例推進委員会を実効性のある組織として設置するため、戸田市自治基本条例の趣旨に基づき、推進委員会で所掌する内容などを話し合いの上、決めていく推進委員会検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、議論を重ねてきました。

戸田市自治基本条例推進委員会条例は、懇談会での検討結果が形になったものことから、条文とともに、この内容を「協議の足あと」として掲載することとしました。

（趣旨）

第1条 この条例は、戸田市自治基本条例（平成26年条例第13号。以下「自治基本条例」という。）第20条第3項の規定に基づき、戸田市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【協議の足あと】

自治基本条例第20条では、実効性を確保するため、諮問する機関として委員会を置くこと、この委員会は市民を含む多様な委員構成とすること、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めることを規定しています。また、自治基本条例第21条では、4年を超えない期間ごとに、自治基本条例の見直しの検討を行うことを規定しています。

懇談会における議論の結果、委員会の在り方については、市長が諮問し、それに対する答申をするだけにとどまらず、自らが進めていけることは何かあるのかななどを主体的に考え、提案し、また、実行していく組織になれば良いという方向で議論がまとまりました。

自治基本条例の推進には、成功事例を積み重ねていくことが大切で、市民・議会・行政のそれぞれが、現在行われている協働の取組を共有し、広める仕組みや仕掛けをアプローチできるような組織になれば良いということが話し合われました。自治基本条例の推進により、市民生活が向上することが実感できる取組が必要であることや、外国人への対応についても今後検討する必要があるのではないか、との意見が交わされました。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- (1) 自治基本条例の運用に関すること。
- (2) 自治基本条例の普及・啓発に関すること。
- (3) 自治基本条例の見直しに関すること。
- (4) その他条例の推進に関し必要と認める事項

2 委員会は、前項各号に掲げる所掌事項に関し市長に提案することができる。

~~3—前項に掲げる提案に関し必要な事項は、市長が別に定めることとする。~~

【協議の足あと】

懇談会では、町会・自治会を始めとして、既にまちづくりに取り組んでいる人、また、何か機会があればこれから取り組もうとする人など様々な人がいるが、委員会はそのような人たちを応援し、まちづくり活動をサポートする仕組みとして機能することが望ましいという意見でまとまりました。市長の諮問に答えるだけでなく、自主性を発揮して活動していくことも重要であるとの議論も交わされました。

所掌事項の「条例の運用に関すること。」には、まちづくりの担い手を増やし、それらがつながるようなきっかけとして機能することや、これまで地域の活動に参加していなかった市民の参加が促進されることなどを委員会で図っていきたいということも懇談会でまとまったところです。以上のようなことを行っていくという意味が含まれており、委員会が多くの可能性を秘めていることを表しています。

「条例の普及・啓発に関すること。」においては、条例の存在すら知らない人が多い現状なので、条例の趣旨を周知・発信していくことが重要となります。様々な市民に応じた啓発の仕方を考え、市内外の事例の共有などができる場になっていくことが必要だという結論に至りました。

「条例の見直しに関すること。」は、自治が推進され、条文のバージョンアップが必要な場合に見直しができるよう、一定期間での見直し検討を条文に位置付けたという自治基本条例検討市民会議での検討経緯があるとともに、自治基本条例第21条に規定されているため、これを所掌事項として規定することとしました。

委員会は、市長の諮問を受けて答申するだけの組織ではなく、自治基本条例の理念に基づき、自ら市長に提案することができる組織となるべきという結論に至りました。

また、自治基本条例の推進のために自ら活動する組織も必要であるという意見から、必要に応じて、委員会とは別に、自ら活動する部会を立ち上げることができるようにするとの結論に至りました。部会は委員会のような附属機関とせず、より柔軟性のある組織とするべき、また、委員会との上下関係は設けるべきではないという意見でまとまりました。条文には明記していませんが、以上のような方向性が示されました。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 10 | (1) 市民（自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。） |
| 2 | (2) 市議会議員 |
| 2 | (3) 市職員 |
| 1 | (4) 学識経験者 |
| (3) | (5) その他市長が必要と認める者 |

【協議の足あと】

委員会の委員構成は、まちづくりの担い手である、市民、市議会議員、市職員、**それに加えて幅広い見識を持った有識者**による構成とします。

懇談会では、委員会は、戸田市の自治を支えている町会・自治会やNPOとともに、市内に住所を有する人、通勤・通学者、事業を営んでいる人等の様々な人が集まれる場、いわゆる「市民の集約の場」となれば良いということが共有されました。その中では、活動している人とそうでない人がそれぞれ参加できるような組織が良いという意見がありました。

また、ある分野に特化した意見を持っている市民に偏ることなく、全体的にまちづくりを見渡せる市民も含めた、様々な市民が参加できる委員会組織であれば良いという意見や、自分たちがまちづくりを行っている意識が無くても、その活動がまちづくりにつながっていることもあるので、そういった人たちも参加できるような組織となれば良いという意見もありました。また、自治基本条例の制定に関わった方や、**自治基本条例検討市民会議**等に参加した経験のある方も、制定から一定の期間は委員に入ったほうが良いとの意見も出されました。

以上のことから、条文第1号の「(1) 市民(自治基本条例第3条第1号に規定する「市民」をいう。)」においては、元自治基本条例検討市民会議の委員、町会・自治会、NPO等の様々な主体で構成すべきという結論に至りました。

市民以外では、委員は自治基本条例で規定されているまちづくりの主体(三者)で構成されるべきであり、行政はもちろんのこと、議会についても重要な役割を担う存在として、委員に加わるべきという意見でまとまりました。

委員会の人数については、ある程度的人数が必要であるが、議論ができなくなるほど多くならないようにすべきという意見があり、**20人を超えない人数が最も適切で、活発な議論が見込めると**いう結論に至りました。

また、世代でいえば、若者の参加が重要であり、小中学生や高校生からまちづくりに参加できるような仕組みも必要だという意見もありました。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。**ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。**

2 委員は、**再任されることができる。**

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 **1人**を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

【協議の足あと】

委員の任期(第4条)、委員長の選任・役割(第5条)については、**委員の任期や委員長・副委員長の選出方法など、委員会を適切に進行するための規定を置きました。**

(会議)

第6条 委員会の**会議(以下「会議」という。)**は、委員長が招集し、その議長となる。

2 **会議**は、**委員の半数以上**の出席がなければ開くことができない。

3 **会議**の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、**可否同数**のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、**必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。**

【協議の足あと】

委員会は、自由活発に意見交換できる会議にすべきだとの意見があり、市長の諮問に応えるだけでなく、**必要と思われる**テーマを自主的に検討していくことが**大切**であるとの意見も出されました。

戸田市を住みよいまちにしたいという前向きな気持ちをお持ちの方が集い、話し合うことができ、賑やかな雰囲気で会議が進行されることが**重要**であるとの結論に至りました。

(庶務)

第**7**条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

【協議の足あと】

懇談会では、委員会は**今までのような**会議体ではなく、自治を楽しむという理念に基づき、楽しく議論ができる場となれば良いという意見がありました。

当面の間は事務局が運営方法等を創意工夫し、興味のある方が参加できるような仕組みづくりを行い、その後は、委員会が活発に議論できる場づくりが出来るとなれば良いという結論に至りました。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

~~—(施行期日)—~~

~~1~~この条例は、平成27年12月1日から施行する。

~~—(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)—~~

~~2~~戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11条)の一部を次のように改正する。

~~—————[次のよう]略~~

【協議の足あと】

委員会は、附属機関に当たるため、附属機関の委員の報酬及び費用弁償を定めている戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第11条)についても併せて改正となります。

報酬額は、他の会議と同額としました。

(委員長 12,000円、副委員長 11,500円、委員 11,000円)